

報道機関各位

個人市県民税における住宅借入金等特別税額控除の適用誤りについて

このたび、下記のとおり個人市県民税の課税誤りが発生しました。対象者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしたことについて深くお詫び申し上げます。

1 概要

令和5年3月、個人市県民税の課税において、給与支払報告書から課税情報を取得し、税額を計算するにあたり、一部のケースで、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の「控除限度額」を誤って少ない金額で適用していることが判明した。（課税誤りの例は別紙のとおり。）

平成28年度税制改正後の対象期間となる平成29年度から令和4年度について全市分を調査した結果、84名に延べ125件、3,025,700円の課税誤りを確認した。

内訳：平成29年度分	2件	27,700円	平成30年度分	6件	91,800円
令和元年度分	13件	346,800円	令和2年度分	19件	415,400円
令和3年度分	36件	938,400円	令和4年度分	49件	1,205,600円
計	125件	3,025,700円			

（対象者 84人 1人あたり最高合計額 154,100円 最小合計額 3,000円）

2 原因

「住宅借入金等特別税額控除」について、平成28年度税制改正に伴うシステム改修に不備があったもの。

この不備に伴い、税額控除額を少ない金額で適用していたため、過大に課税していた。

※本件については、令和5年3月に職員が対象者の更正処理を行う際に覚知したもの。

3 対応

税額が減となる対象者84人に対して、還付の手続きを早急に行う。また、対象者には、税額変更の通知と併せてお詫び及び説明の文書を送付する。

4 対策

平成28年度の税制改正時の対応で、制度改正に伴うシステム改修について十分なチェック体制がとられていなかったことが発生の原因であったと考えられる。

平成29年度からは、各年度の税制改正に関するシステム改修等の対応について、システム事業者と「課題管理表」を作成して複数の担当職員で確認を行いながら進捗を管理している。今回の事案を受けて、住宅借入金等特別税額控除に関するシステム対応について再度の検証を実施した。他の制度改正に関する対応についても適用漏れや誤りが無いかの検証作業を早急に進めるとともに、課題の対応漏れが生じないチェックの徹底を一層進めていく。

【問合せ先】北九州市財政局税務部課税第一課
担当：金子・渡辺
電話：(093) 582-2033

課税内容の誤り（例）

平成30年2月入居（1回目） 令和3年4月転居（2回目）の対象者

【給与支払報告書の記載事項】

所得税の課税総所得金額		2,000,000 円		源泉徴収税額 0 円		
住宅借入金等特別控除の額		80,000 円				
住宅借入金等特別控除の額の内訳	適用数	2	1 回目	H30.2 入居	住(特)	借入金残高 15,000,000 円
	特別控除可能額	200,000 円	2 回目	R3.4 入居	住(特)	借入金残高 5,000,000 円

(正)

- A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額
200,000 円 - 80,000 円 = 120,000 円
- B 所得税の課税総所得金額等の 7% (最高 136,500 円)
2,000,000 円 × 7% = 140,000 円 > 136,500 円
- A 又は B のいずれか小さい額 120,000 円

(誤)

- A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額
200,000 円 - 80,000 円 = 120,000 円
- B 所得税の課税総所得金額等の 5% (最高 97,500 円)
2,000,000 円 × 5% = 100,000 円 > 97,500 円
- A 又は B のいずれか小さい額 97,500 円

このケースでは (正) (誤) の差額、22,500 円が控除不足で、還付対象となる。

【参考】住宅借入金等特別控除の市県民税（所得割）からの控除額について（市 HP より）

次の A 又は B のいずれか小さい額を控除額として適用

A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額

B 以下の控除限度額

(1) 居住開始日 平成 21 年 1 月から平成 26 年 3 月まで

所得税の課税総所得金額等の 5% (最高 97,500 円)

(2) 居住開始日 平成 26 年 4 月から令和 3 年 12 月まで

所得税の課税総所得金額等の 7% (最高 136,500 円)

※住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が 8% または 10% の場合に限る。それ以外の場合は、所得税の課税総所得金額等の 5% (最高 97,500 円) が控除限度額となる。

(3) 居住開始日 令和 4 年 1 月から令和 7 年 12 月まで

所得税の課税総所得金額等の 5% (最高 97,500 円)

※令和 4 年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が 10% かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、所得税の課税総所得等の 7% (最高 136,500 円) が控除限度額となる。